

発注の平準化に向けた積極的な 取組等の要請について



総務省

令和元年7月19日(金)
総務省自治行政局

地方公共団体の予算執行について

【地方公共団体の会計年度】

毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる
(地方自治法第208条第1項)

○例えば、当初予算を受けた公共工事は4月から6月にかけて入札、発注。実際に着工するのは7月から9月となることが一般的であり、工期は年度末に設定。

【地方公共団体(発注者)】

- ・発注時期が集中することにより、入札不調や不発注がおこる
- ・発注の事務作業が集中するため職員へ負担が大きい

【事業者(受注者)】

- ・業務量の偏りが生じることで、閑散期は仕事が不足し、一方、繁忙期においては仕事量が過大となり、長時間労働となる。

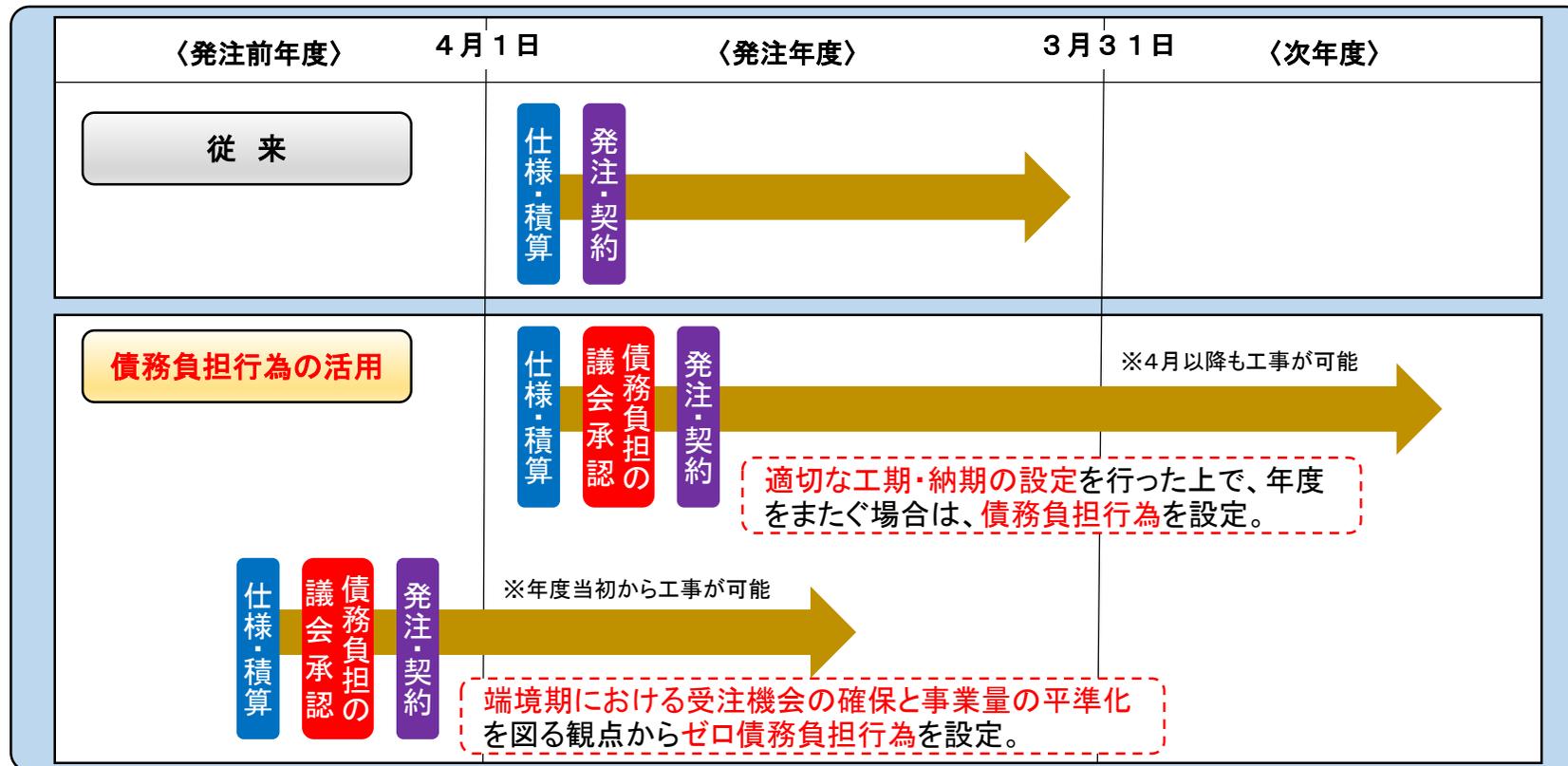


地方自治法では、**債務負担行為**や**繰越明許費**などの制度があり、これを活用することで発注の平準化を図ることが可能。

平準化に関する地方自治制度①

債務負担行為

- 地方公共団体が将来にわたり債務を負担する行為について、その事項、期間、限度額を予算の内容としてあらかじめ定めておくもの。年度当初に事業が少なくなることや、業務の履行期限が年度末に集中することを避けるために活用することが可能。



○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（会計年度及びその独立の原則）

第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

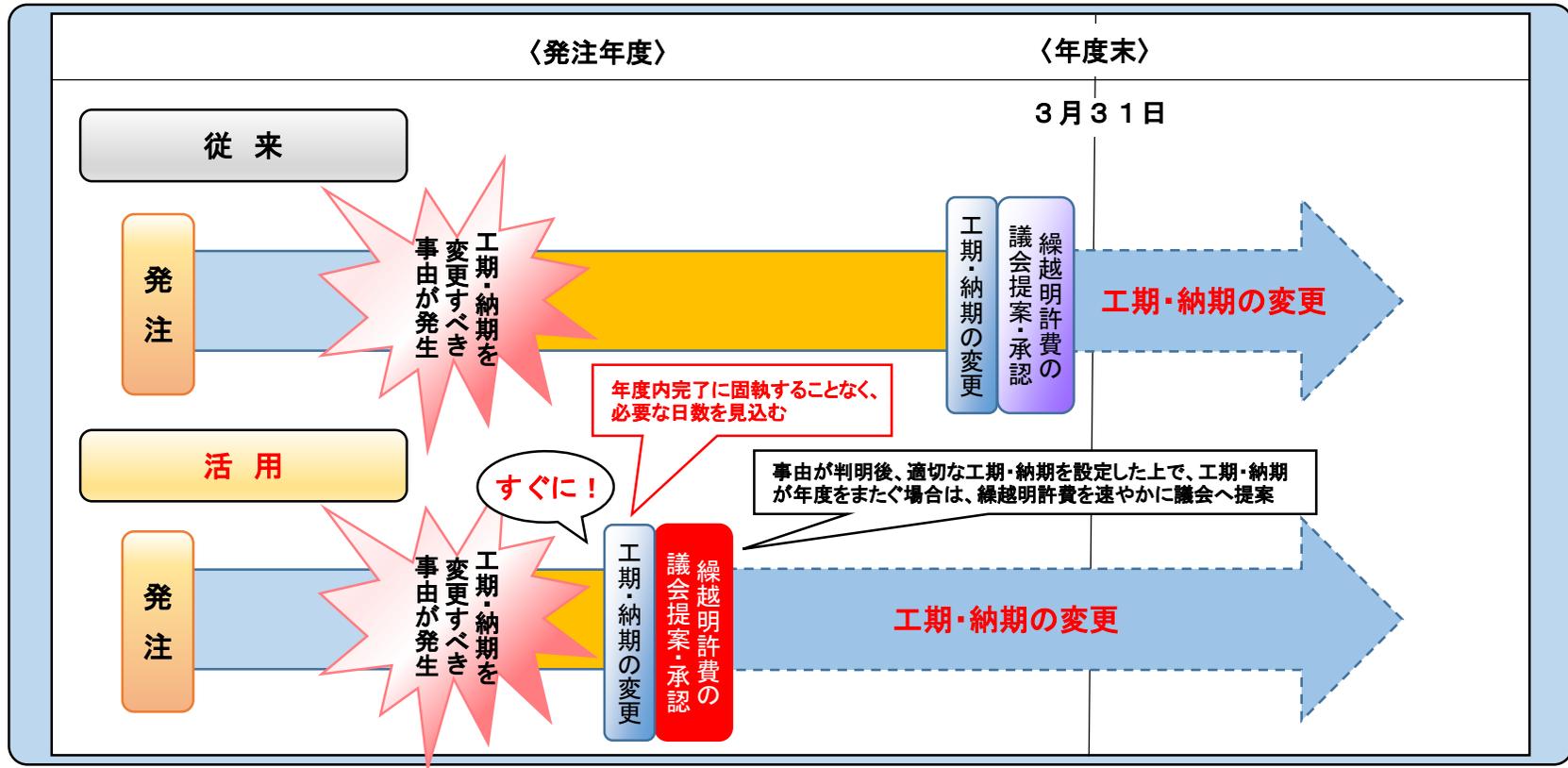
（債務負担行為）

第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

平準化に関する地方自治制度②

繰越明許費

- 歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて翌年度に繰り越して使用することができる制度。年度末間際での繰越手続や工事完了に固執することなく、早い段階から必要日数を見込み、早めの議会上程をするなどにより、適切な工期・納期の設定が可能。



○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
（繰越明許費）

第二百三条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

地方公共団体への主な要請①

1 「官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について」(抄)

平成30年12月28日付け 各都道府県知事(契約担当課、市区町村担当課)、各指定都市市長(契約担当課)等宛 総務省自治行政局長、厚生労働省労働基準局長、同省雇用環境・均等局長、経済産業省中小企業庁長官通知

官公需法第8条を踏まえ、当該「労働施策基本方針」に盛り込まれた事項のうち、地方公共団体における入札・契約手続及びその運用に関し、特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせしますので、各地方公共団体におかれましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)等の関係法令に基づき、適切な対応をお願いいたします。

記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項

「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

2 「速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について」(抄)

平成31年2月8日付け 各都道府県知事(市区町村担当課、財政担当課、契約担当課)、各指定都市市長(財政担当課、契約担当課)等宛 総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業局長通知

公共工事においては、発注者の入札公告等において当初の工期が定められることから、発注者は、働き方改革関連法の成立等を踏まえ昨年7月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づき、長時間労働の是正や週休2日の推進など、建設業の適正な労働環境の確保に資するよう、当初に適正な工期を設定し、請負契約を締結する役割が求められます。また、契約締結後の事情変更により予定された工期で工事を完了することが困難と認められるときには、工期の変更を含む請負契約の変更を速やかに実施することが必要であります。

こうした工事の発注や、契約締結後の工期の変更に当たって、やむを得ない事由が発生し、年度内のみでは適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、財政法(昭和22年法律第34号)第14条の3及び第43条の3や地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条に基づき、繰越制度を適切に活用することで、翌年度にわたる工期を設定することが可能であります。しかしながら、一部の地方公共団体においては、慣例により繰越明許費の計上が年度末の議会に限定されていることから、それまでの間、翌年度にわたる工期の設定や工期の変更が行われていないといった、繰越制度が適切に活用されていない事例が、少なからず見受けられるところです。

以上を踏まえ、地方公共団体におかれましては、別添の措置を講ずること等により適切に繰越制度を活用していただくようお願いいたします。

地方公共団体への主な要請②

3 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議（平成31年4月25日）

(発注関係事務の適切な運用について)

適正な予定価格の設定、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用によるダンピング受注の防止、債務負担行為や繰越制度の活用による施工時期等の平準化などによる発注関係事務の適切な運用について要請。

(中小企業の受注機会の確保について)

中小企業が地域経済に果たす役割を踏まえれば、中小企業の受注機会の増大を図り、その事業活動を活性化することは重要であるが、地域の中小企業である建設業、印刷業、ビルメンテナンス業などについては公共調達の年度末集中への対応が原因で、長時間労働につながっているとの指摘もあることから、調達の平準化への対応を重ねて要請。

参考資料

- ・ 地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保について
- ・ 官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について
- ・ 速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について

総行行第201号
平成30年9月7日

各 都 道 府 県 知 事 殿
(契約担当課、市町村担当課扱い)
各 都 道 府 県 議 会 議 長 殿
(議 会 事 務 局 扱 い)
各 指 定 都 市 市 長 殿
(契 約 担 当 課 扱 い)
各 指 定 都 市 議 会 議 長 殿
(議 会 事 務 局 扱 い)

総 務 省 自 治 行 政 局 長
(公 印 省 略)

地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保について

地方公共団体の入札・契約手続については、地方自治法(昭和22年法律第67号)等の法令や各地方公共団体の規則等に基づき実施されているところですが、標記の件については、その他の関係法令等も踏まえ、積極的に取り組まれているものと存じます。

地方公共団体は、従前から、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされ(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第8条)、本年も9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各地方公共団体あてに中小企業・小規模事業者の受注機会の増大について要請されている(平成30年9月7日付20180906中第3号)とところであり、地方公共団体における入札・契約手続及びその運用において、基本方針を十分に踏まえた対応が求められます。

つきましては、特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせいたしますので、各地方公共団体におかれましては、関係法令に基づき、適切な対応をされるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、この旨周知願います。

なお、各市区町村に対して、地域の元氣創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

また、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 平成 30 年 7 月豪雨に対する対応 (基本方針 第 1 「1」、第 2 冒頭部分及び「2」関係)

本年 7 月に発生した西日本を中心とする記録的豪雨において、被災した中小企業・小規模事業者に対する適切な対応、配慮に努めること。

これは、被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保について留意する必要があることを盛り込んだもの。

2. 新規中小企業者向け契約目標の見直し (基本方針 第 1 「2」関係)

官公需における新規中小企業者向け契約目標については、平成 27 年度から平成 29 年度までの期限付き目標を見直し、期限を設けず、新規中小企業者の契約比率について平成 26 年度比で概ね倍増の水準となるよう引き続き努めることに加えて、少なくとも前年度までの契約実績を上回るよう努めるものとされたこと。

3. 「働き方改革」に対応する取組 (基本方針 第 1 「1」、第 2 「3」(3)、「4」(3)、(9) 及び「5」(5) 関係)

政府が進める「働き方改革」に対応するため、年度末集中による長時間労働是正のための発注時期の平準化やその実態把握、相談体制の活用、政府との連携を進めるよう努めること。

これは、官公需における発注や納入時期の平準化や弾力化、適正な納期や工期の確保などに配慮を行い、受注者である中小企業・小規模事業者が労働時間の短縮や労働条件の改善を行うことができるよう定めたもの。

4. 地方公共団体への協力依頼に関する事項 (基本方針 第 2 「7」関係)

国は、すべての地方公共団体に対して、基本方針に準じて、地域の実情に志じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請するなど、地方公共団体への協力依頼に係る事項が盛り込まれていること。

5. 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に関する事項 (基本方針 第 3 「1」(3) 関係)

国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事

業分野の開拓を図る者として地方公共団体の長により認定された者が生産する新商品又は提供する新役務の受注機会の増大を図るための措置を講ずる等、地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に係る事項が盛り込まれていること。

6. 災害関連の措置事項の活用（基本方針 第2 「1」、 「2」、 「5」 (4) ③及び (6) 関係)

本年7月の西日本を中心とする記録的な豪雨等の頻発する自然災害を受け、被災地域における相談対応、適正な納期・工期の設定及び迅速な支払、地域中小企業の適切な評価等や、今後の災害発生に備えた業務継続のため必要な物件及び役務の発注、中小石油販売事業者に対する配慮など災害関連の措置事項の尚一層の活用を図ること。

以上

総 行 行 第 2 8 4 号
基 発 1 2 2 8 第 2 号
雇 均 発 1 2 2 8 第 6 号
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
(契約担当課、市町村担当課扱い)
各 都 道 府 県 議 会 議 長 殿
(議 会 事 務 局 扱 い)
各 指 定 都 市 市 長 殿
(契 約 担 当 課 扱 い)
各 指 定 都 市 議 会 議 長 殿
(議 会 事 務 局 扱 い)

総 務 省 自 治 行 政 局 長

厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局 長

厚 生 労 働 省 雇 用 環 境 ・ 均 等 局 長

経 済 産 業 省 中 小 企 業 庁 長 官

官 公 需 発 注 に 起 因 し た 業 務 に よ る 受 注 者 の 長 時 間 労 働 の 防 止 に つ
い て

地方公共団体は、従前から、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされ（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第8条）、本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「契約の基本方針」という。）が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各都道府県知事及び市町村長あてに中小企業・小規模事業者の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。当該「契約の基本方針」において、「国は、官公需発注に起因した業務によって、受注者等が長時間労働につながることはないように関係省庁（総務省、厚生労働省、経済産業省）連名の要請を地方公共団体に対して行う。」と明記されています。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」において、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、官公需法第8条を踏まえ、当該「労働施策基本方針」に盛り込まれた事項のうち、地方公共団体における入札・契約手続及びその運用に関し、特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせしますので、各地方公共団体におかれましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の関係法令に基づき、適切な対応をお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、この旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項（労働施策基本方針 第3章「1」関係）

「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（平成30年9月7日閣議決定）に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上

総行行第 27 号
国土入企第 46 号
平成 31 年 2 月 8 日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について

公共工事においては、発注者の入札公告等において当初の工期が定められることから、発注者は、働き方改革関連法の成立等を踏まえ昨年 7 月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づき、長時間労働の是正や週休 2 日の推進など、建設業の適正な労働環境の確保に資するよう、当初に適正な工期を設定し、請負契約を締結する役割が求められます。また、契約締結後の事情変更により予定された工期で工事を完了することが困難と認められるときには、工期の変更を含む請負契約の変更を速やかに実施することが必要であります。

こうした工事の発注や、契約締結後の工期の変更に当たって、やむを得ない事由が発生し、年度内のみでは適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 14 条の 3 及び第 43 条の 3

や地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条に基づき、繰越制度を適切に活用することで、翌年度にわたる工期を設定することが可能です。しかしながら、一部の地方公共団体においては、慣例により繰越明許費の計上が年度末の議会に限定されていることから、それまでの間、翌年度にわたる工期の設定や工期の変更が行われていないといった、繰越制度が適切に活用されていない事例が、少なからず見受けられるところです。

以上を踏まえ、地方公共団体におかれれば、別添の措置を講ずること等により適切に繰越制度を活用していただくようお願いいたします。

各都道府県におかれれば、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づぐ技術的な助言であることを申し添えます。

繰越手続について

1. 速やかな繰越手続の実施について

計画又は設計に関する諸条件、気象や用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難、不調・不落の発生、補助金交付決定時期の遅れ、自然災害の発生など、やむを得ない事由により当初想定していた内容を変更する必要が生じたことに伴い、契約締結時期や工期の見直しを行った結果、年度内のみでは適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、発注者は、適切な工期を設定するよう努めること、また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこととされていることを踏まえ、年度末の議会を待たずに事由発生直後の議会において繰越明許費（地方自治法第213条）の議決を行った上で翌年度にわたる工期を設定して発注手続や契約変更を実施するなど、速やかな繰越手続を実施して適正な工期を確保すること。

なお、繰越議決は、繰り越して使用することのできる額の最高限度を示すものであり、実際に年度末に繰越処理をする額は、議決額どおりの必要はなく、その範囲内であればよいと解されることから、繰越額が未確定であることをもって速やかな繰越手続を実施できない理由とはならないことに留意すること。

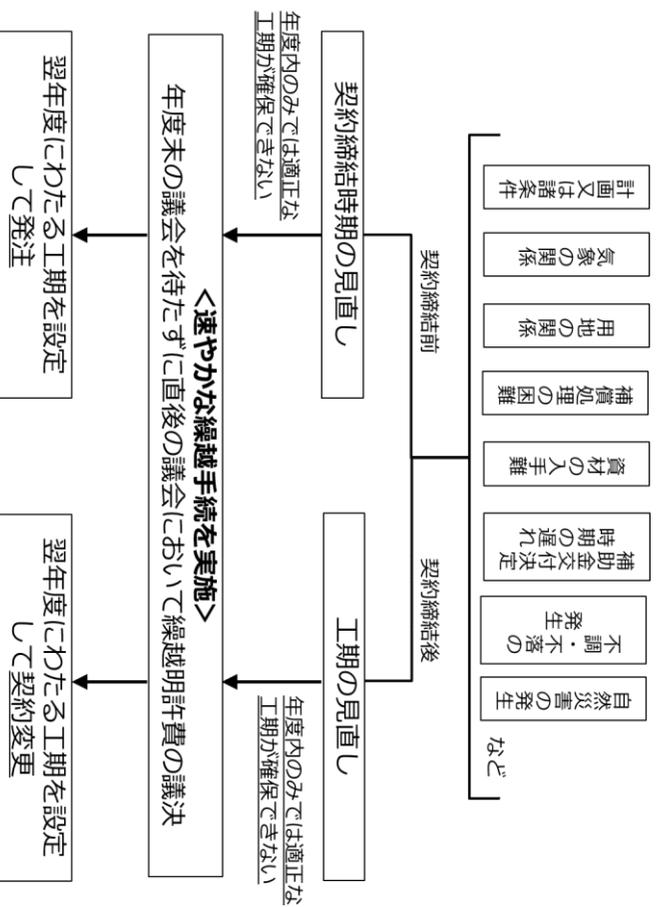


図 1 繰越手続による適正な工期設定の流れ

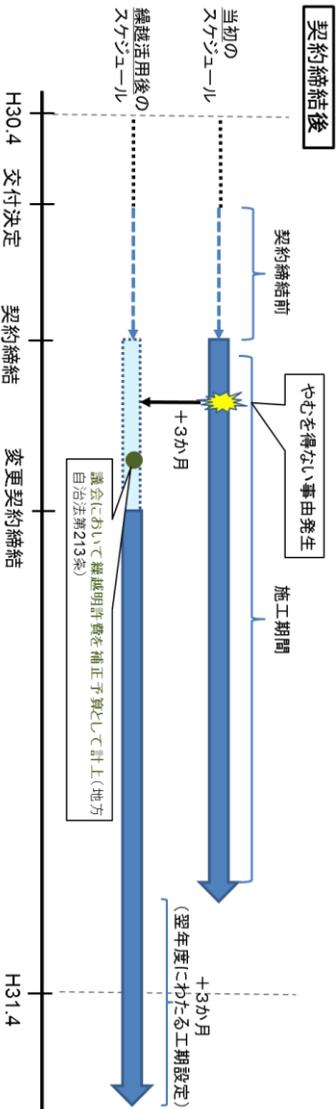
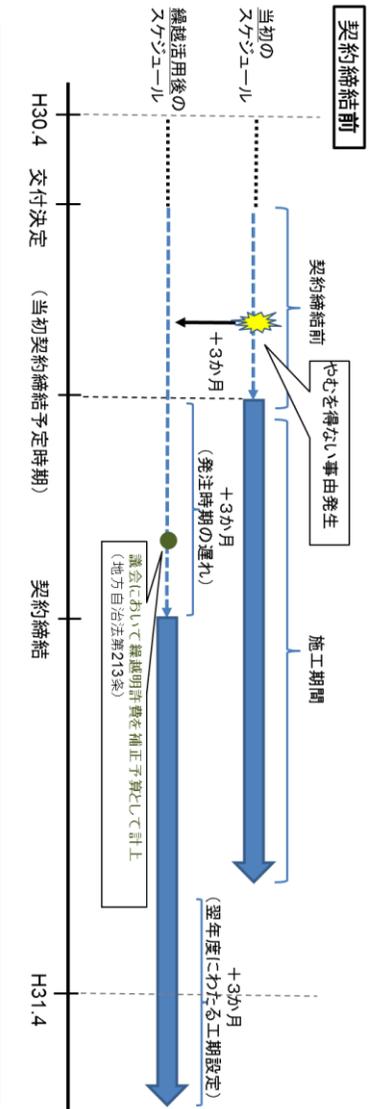


図2 速やかな繰越手続の実施のイメージ

※平成30年下期アカウンタブル監理課長等アンケート調査(H30.10.1より)

都道府県において、年度の前半から繰越明許費を議会に提出している事例が一定数存在。

四半期別 議会提出状況	H29年度				H30年度		回答数
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	
団体数	1	11	28	37	2	10	n=38
工事件数	16	545	2072	18934	32	744	n=24

【上半期に議会に提出している主な例】

事例① 下水道工事において、当初は7月末に契約予定であったが、関係機関（道路管理者）との調整や工法見直し検討に時間を要したため、9月末契約の見通しとなった。このため、年度当初は3月末完成を予定していたが、繰越しが必要となったため、繰越明許費を6月議会において設定した。

事例② 当初改良工事についてH30.6月～H31.3月で計画していたが、用地交渉に不測の期間を要し、工事着手が11月以降となったことから、標準工期270日間の確保が困難となったため繰越明許費を9月議会において設定した。

事例③ 県道工事において、先行する改良工事において発生する残土の受入れ側との工程調整等に不測の日数を要したことから、本工事の年度内での適正工期の確保が困難となったため、9月議会において、繰越明許費を設定した。

図3 速やかな繰越手続の事例

2. 補助事業における繰越手続について

補助事業における繰越しについては、地方公共団体の予算から配分された事業費の繰越議決が必要となるほか、当該事業に充当した補助金等の繰越しを実施するために財務省又は財務局等の承認（明許繰越し又は繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（以下「翌債」という。）が必要である。補助金等交付省庁から繰越しの手続に関する事務の委任を受けた地方公共団体においては、補助金等の国の経費に係る繰越事務手続に関して、事務負担を軽減する観点から、「繰越（翌債）事務手続について」（平成22年1月15日付け事務連絡第22号）のとおり、大幅な簡素合理化、迅速化が図られていることを踏まえ、繰越（翌債）制度（財政法第14条の3及び第43条の3）の適切な活用に努めること。

なお、補助事業において、繰越（翌債）制度を活用して翌年度にわたり工期を設定して契約を行う場合は、補助金等の国の経費について、財政法に定めるところに従い翌債の承認（同法第43条の3）を得る必要があるが、翌債の承認を経た経費について明許繰越しをしようとする場合は、事務簡素化の見地から、一定の要件の下、繰越しの承認（同法第43条第1項）があつたものとして処理することが可能である。

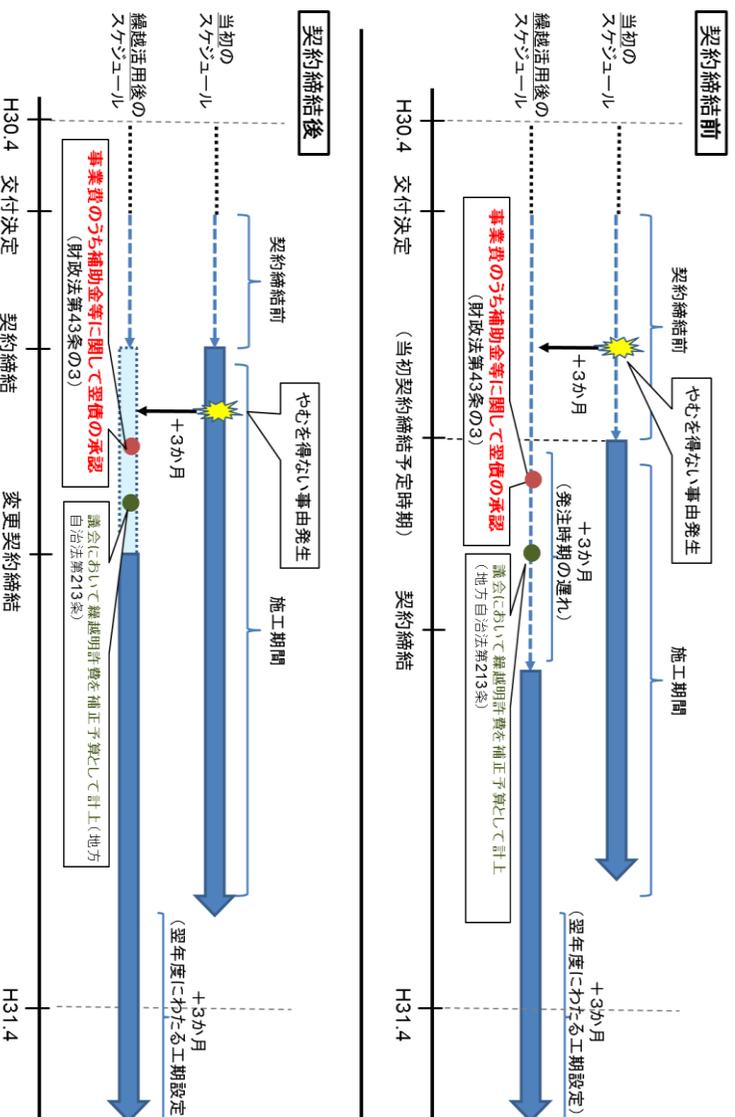


図4 速やかな繰越手続の実施のイメージ（補助事業の場合）

また、実施主体が市区町村の補助事業に係る繰越事務手続を都道府県において取りまとめ実施する場合には、市区町村と十分に連携、調整を図りながら、同様に繰越制度の適切な活用を努めること。

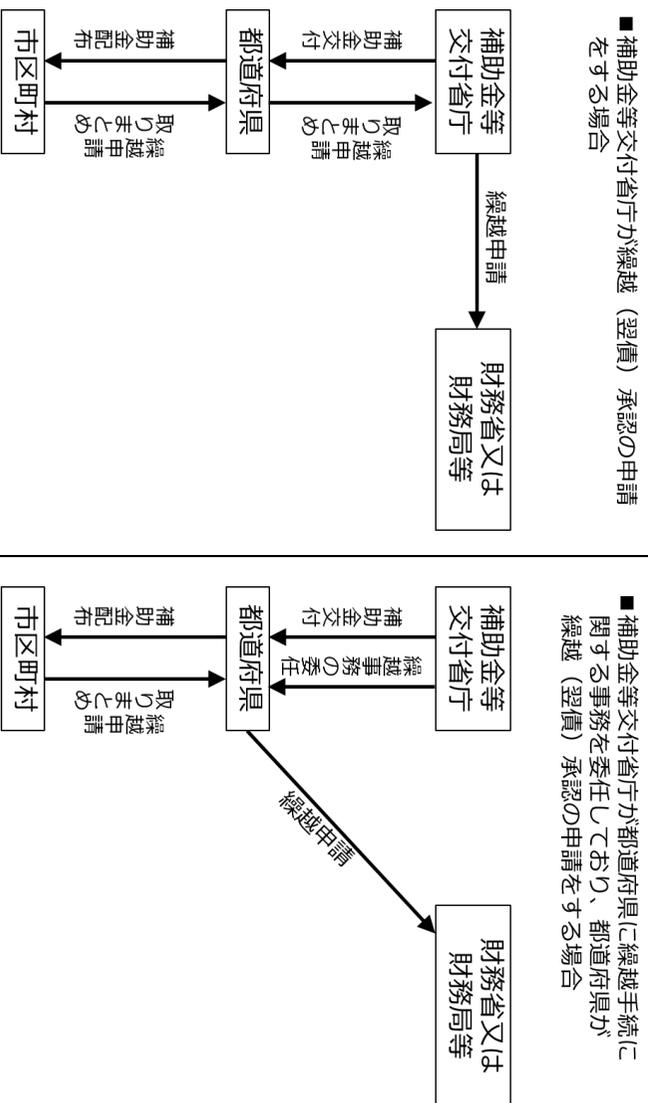


図5 実施主体が市区町村の補助事業における繰越手続の流れ

以上